

南アフリカ  
意匠規則

2006年12月1日政府通達 R1182 により改正された 1999年7月2日政府通達 R843

目次

- 規則 1 定義
- 規則 1A 電子的サービス
- 規則 2 就業時間
- 規則 3 手数料
- 規則 4 様式
- 規則 5 代理人の選任
- 規則 6 宛先及び送達宛先
- 規則 7
- 規則 8 登録簿及び索引
- 規則 9 分類
- 規則 10 書類
- 規則 11 書類の作成及び署名
- 規則 12 登録出願
- 規則 13
- 規則 14
- 規則 15
- 規則 16
- 規則 17 法第 44 条に基づく出願
- 規則 18 表示
- 規則 19
- 規則 20
- 規則 21
- 規則 22
- 規則 23 書類の遅延提出
- 規則 24 登録官に対する請求及び申請
- 規則 25 出願の受領に係る手続
- 規則 26
- 規則 27
- 規則 28
- 規則 29
- 規則 30 登録及び登録通知
- 規則 31 登録の公告
- 規則 32 未完了
- 規則 33 出願人又は所有者の死亡
- 規則 34 更新
- 規則 35 回復

- 規則 36 異議申立手続
- 規則 37 意匠の出願及び登録に係る権原及び権利
- 規則 38
- 規則 39
- 規則 40
- 規則 41 変更, 訂正及び更正並びに補正
- 規則 42 自発的権利放棄
- 規則 43 取消の申請
- 規則 44
- 規則 45 強制ライセンスの申請
- 規則 46 裁量権
- 規則 47 期間延長
- 規則 48 証明書
- 規則 49 閲覧
- 規則 50 規則の廃止
- 規則 51 施行

附則 1 手数料

附則 2 様式(省略)

附則 3 分類

## 規則 1 定義

本規則において、1993 年意匠法(1993 年法第 195 号)中で意味を付された語句は、文脈上他を意味しない限り、そのように付された意味を有し、かつ

「アクセスコード」とは、CIPRO システムにより人を識別するための、英数字であるか、生体認証であるか、その他のものであるかを問わない、独特の識別のための具体的事項をいい、

「CIPRO」とは、法、1978 年特許法(1978 年法 57)、1993 年商標法(1993 年法 194)、1977 年映画用フィルム著作権登録法(1977 年法 62)、1984 年非公開会社法(1984 年法 69)及び 1973 年会社法(1973 年法 61)に基づいて設立された又は設立されたとみなされる諸登録庁のための総合行政庁を構成する会社及び知的所有権登録庁をいい、

「CIPRO 顧客」とは、電子的サービスを利用する者をいい、これには、登録官により電子的サービスを利用することを認められており、自然人又は法人の代理として行動する法的権利を有しており、かつ、それにより電子的サービスを利用すること若しくは提供すること又は電子的サービスに関して媒介者として行動することを認められている者が含まれ、

「CIPRO ポータル」とは、CIPRO システムの一部を構成するインターネットウェブサイト又はその他の電子ポータルをいい、

「CIPRO 記録保存システム」とは、紙面によるか、マイクロフィルムによるか、電子的その他の形態によるかを問わず、後のアクセスのための記録を保管するために CIPRO により用いられるシステムをいい、

「CIPRO システム」とは、それを通じて CIPRO が電子的サービス(このサービスの基礎となる又は一部を構成する媒介物又は技術の形態を問わない)を提供する CIPRO ポータルを含むコンピュータ・システムをいい、

「電子的サービス」とは、規則 1A に基づき、CIPRO システムを通じて CIPRO により提供される又は利用可能にされるサービスをいい、

「閲覧する」には CIPRO システムを通じて記録にアクセスすることが含まれ、

「提出する(lodge)」には CIPRO システムにおける記録の作成が含まれ、

「庁」とは、法第 4 条に基づいて設置された意匠庁をいい、

「操作上の要件」とは、規則 1A(2)に規定する要件をいい、

「記録」には書類が含まれ、また、書類には記録が含まれ、

「見本」とは、意匠が用いられている物品をいい、また

「法」とは、1993 年意匠法(1993 年法 195)をいう。

### 規則 1A 電子的サービス

(1) 登録官は、官報における通知により、法又は本規則に基づく要件(情報、記録及び納付に関する要件を含む)は、操作上の要件の規定に従うことを条件として、電子的形態で満たすことができる旨又は満たさなければならない旨を定めることができる。

(2) 登録官は、CIPRO ポータルに関する操作上の要件を、次のものを含め、すべての又は一部の電子的サービスに関する要件、方法及び手続を記載して公告しなければならない。

- (a) 登録手続
- (b) 識別、認証及び検証
- (c) 記録の様式及び形式
- (d) 納付の方法及び様式

- (e) 情報セキュリティ要件, 及び
- (f) 記録保存要件
- (3) 操作上の要件は, CIPRO ポータルの異なる部分において異なる様式で公告することができる。
- (4) 電子署名の別の様式が操作上の要件において定められていない限り, CIPRO からアクセスされる又は CIPRO に提出される記録に関する法又は本規則に基づく署名要件は, CIPRO 顧客がそのアクセスコードを CIPRO システムに入力すれば満たされ, かつ, 提出された記録は, CIPRO 顧客がアクセスコードを入力した後は, 当該記録について法又は本規則に基づきその署名が必要とされる者により適正に署名されたものとみなされる。
- (5) 法又は本規則に基づく様式が署名について規定し, かつ, 当該様式が(4)において規定されるように署名されたとみなされる場合は, 当該様式が署名された旨を当該様式に記録することを必要としない。
- (6) あるアクセスコードの所有者から当該アクセスコードを無効にする旨の事前の書面による通知を CIPRO が受領しない限り, CIPRO は, 電子的サービスを利用する者を当該アクセスコードを発行された者又はこの者の許可の範囲内で行動するこの者の正当に授権された代理人として受け入れることができる。
- (7) CIPRO はいつでも, 如何なる義務も負うことなく, 電子的サービスを一時停止し又は終了することができる。ただし, 当該一時停止又は終了についての適正な通知が行われること及び当該一時停止又は終了が当該電子的サービスを利用していた者の既存の権利に影響を及ぼさないことを条件とする。

## 規則 2 就業時間

- (1) 庁は, 次の日を除いて, 月曜日から金曜日までの 8時から 15時まで窓口業務を行う。
  - (a) 何れかの法律に基づいて公休日と宣言されたすべての日, 及び
  - (b) 登録官が公報において又は庁の目立つ場所に通知を掲示することにより適宜通知する日
- (2) 何らかの事柄を行うために法又は本規則により定められた最後の日が庁の非就業日に当たるときは, 庁の翌就業日にこの事柄を行うことが法的に認められる。

## 規則 3 手数料

- (1) 法に基づいて納付する手数料は, 附則 1 に定める手数料であり, 登録官が指示する方法により納付するものとする。
- (2) ..... [(2)は, 2005年7月1日の GN 第 R. 602 号により削除]

## 規則 4 様式

本規則にいう様式とは, 附則 2 に記載される様式であり, 当該様式は, 紙面による様式であるか, 電子的サービスについて登録官により許可された電子的様式であるかを問わず, 基本的にこれらが適用される場合について定められた方法で用いるものとするが, 登録官の承認を得て, かつ, 他の場合の要件を遵守するのに必要な範囲で変更又は修正することができる。

## 規則 5 代理人の選任

- (1) 登録出願及びその他登録官との一切の通信は, 登録官に満足に行くように適正に権限を

授与された代理人が、又は当該代理人を通じて行うことができる。

(2) ある者(以下「本人」という)が代理人を選任する場合は、意匠に関する書類の当該代理人への送達は本人への送達であるとみなされ、かつ、意匠について本人に送るべき一切の通信は、当該代理人を宛先とすることができる。

(3) 本人の代理として行動するべく選任された代理人は、本人の代理として行動する権限を当該代理人に授与する委任状を提出しなければならない。

(4) (3)にいう代理人の権限が終了するのに伴い、本人は、自ら行動することも、また、自己の代理として行動する他の代理人を選任することもできる。

(5) 代理人の権限が(4)にいうように終了する場合は、本人は、終了の日から1月又は登録官が認める更に長い期間内に、新たな送達宛先を登録官に届出し、かつ、様式D4を提出することにより、法第51条に基づいて、以前の送達宛先を変更するよう登録官に請求しなければならない。

(6) 譲渡の登録がなされても、以前付与された委任状は無効にならない。ただし、譲受人が他の代理人を選任し、後者が(3)に基づいて委任状を提出する場合はこの限りでない。

(7) 法に基づく手続から辞任する代理人は、登録官に通知した上で辞任することができる。代理人が辞任した場合は、(4)の規定が適用される。

## 規則6 宛先及び送達宛先

(1) 要求された場合は、法及び本規則に基づいて提出されるすべての書類に、当該書類を提出した者又は当該書類をその代理として提出した者の送達宛先を記載するものとする。

(2) 送達宛先は、すべての場合に共和国内でなければならない。

(3) 宛先又は送達宛先の変更は、様式D4を提出することにより行う。自己の宛先又は送達宛先を変更する者が法又は本規則に基づく手続の当事者である場合は、当該人は、手続の当事者である他のすべての者に宛先又は送達宛先の変更を通知しなければならない。

(4) 代理人の宛先が何れかの書類の送達宛先として用いられた後にこの宛先が変更される場合は、代理人は、この宛先の変更が公報において公告されるよう、様式D4により登録官に請求するものとする。この公告により、すべての書類の宛先が変更されるものとする。

## 規則7

法又は本規則により宛先又は送達宛先を登録官に届け出ることが要求される場合は、次の規定が適用される。

(a) 届け出る宛先は、郵便が配達される宛先とし、かつ、当該宛先が街路による宛先である場合は、そこを特定することができるよう可能な限り詳細なものでなければならない。

(b) 届け出る宛先が街路による宛先でない場合は、そこを特定することができるよう可能な限り詳細な街路による宛先も届け出なければならない。

(c) 更に、宛先又は送達宛先には、ファックス番号及び電子メールのアドレスを含めることができる。

## 規則8 登録簿及び索引

(1) 登録官は、意匠登録出願を受領した際は、(7)に基づいて、「A」又は場合に応じ「F」の記号をその一部として含む公式の出願番号を当該出願に割り振る。

(2) 登録官は、様式 D2 で求められる細目を登録簿に記入させるものとし、この細目には、公式出願番号、出願人の名称、宛先及び送達宛先、出願日、出願が登録される登録簿の部、出願が登録される類、意匠が用いられる物品並びに(該当する場合は)条約出願の細目が含まれる。

(3) 意匠が登録される場合は、登録日、公報における出願の公告日、その後の譲渡の通知、ライセンス、抵当権、補正及び登録官が定めるその他の事項を登録簿に記入するものとする。

(4) 登録官は、登録された意匠の表示又は見本を登録官が必要と認める様式で含む記録を備える。

(5) 登録官は、登録簿上の意匠登録に係るすべての出願人及び所有者の名称のアルファベット順索引並びに意匠出願及び意匠登録に係るすべての譲受人の名称のアルファベット順索引を備えるものとし、また、登録官は、すべての登録実施権者、すべての抵当権所有者及び差押を記入させたすべての者の名称のアルファベット順索引を備えることもできる。

(6) 登録官は、規則 31 に従って公報に公告された公表事項に基づき、すべての登録意匠の分類別の索引を備える。

(7) 登録官は、登録簿 A 部中の登録についての記入及び登録簿 F 部中の登録についての記入が明確に識別されるようにする。

## 規則 9 分類

(1) 法及び本規則に従う美的及び機能的意匠の登録の目的で、意匠が用いられる物品は附則 3 の分類に従って分類するものとし、かつ、この分類により、特定の物品に用いられる意匠の登録出願が登録される類が決定される。

(2) 特定の物品又は物品の種類が該当する類及び当該物品に用いられる意匠の登録出願が登録される類について疑義がある場合は、登録官がその類を決定する。この類に関する決定の請求は、様式 D9 により行う。

(3) 附則 3 に従って物品を分類する目的及び同附則を解釈する目的で、当初 1971 年にロカルノ同盟により採択され、その後修正され、1989 年 1 月 1 日に発効した国際意匠分類(付属の注記並びに物品及び商品一覧を含む)を参照するものとする。

(4) 将来国際意匠分類が更に修正される場合は、登録官は、当該修正を(3)の目的で適用すべきであるか否かを決定するものとし、かつ、適用する場合は、当該修正により附則 3 の修正が必要になる範囲で、同附則を修正するものとする。

## 規則 10 書類

(1) 登録官が与える指示に従うことを条件として、表示及び優先権書類以外で法及び本規則により登録官に提出することを義務付けられているすべての書類は、共和国の公用語の 1 によらなければならない。

(2) このようなすべての書類は、写真、複写又は電子的手段による無制限の数の複製が可能ないように提示しなければならない。紙面が用いられる場合は、別段の指定がない限り、用紙の片面のみを用いなければならない。

(3) 特に別段の規定がない限り、すべての書類は、丈夫で、しなやかでかつ耐久性のある A4 判の紙面又は電子的サービスに係る登録官により許可された電子的様式によらなければならない。各紙面は、(表示で不適切な場合を除き)縦長に用いる。

(4) 表示及び規則 17(2)に基づいて提出された優先権書類の場合を除き、最小限の余白(完全に白地にする)は、次のとおりとする。

上：20mm

左：25mm

右：15mm

下：10mm

(5) すべてのタイプ又は印刷した書類の場合は、文字は読み易い大きさでなければならない。表示以外のすべての書類は、暗色の耐久性がある色によるタイプライター原稿又は石版刷り若しくは印刷によるものでなければならない。

(6) すべての書類において、計測単位は、SI 系により表示する。他の単位系を用いる場合は、計測単位は、SI 系でも表示しなければならない。一般に、専門用語、符号及び記号を用いる場合は、当該分野で一般に受け入れられている専門用語、符号及び記号を用いなければならない。

(7) 表示を含むすべての書類は、合理的な程度に消去、変更、重ね書き及び行間挿入がない状態でなければならない。かつ、すべての場合において読み易くなければならない。

#### **規則 11 書類の作成及び署名**

(1) 意匠登録又は意匠登録に係る譲渡、ライセンス若しくはその他の権利の記録を求める申請が企業又はパートナーシップにより行われる場合は、すべての構成員又はパートナーの名称を関係書類に記載することを必要としない。

(2) 企業又はパートナーシップが提出する書類は、当該企業又はパートナーシップの 1 以上の構成員又はパートナーが、当該企業又はパートナーシップの名義でかつこれらの代理として署名することができる。法人が提出する書類は、当該法人の授権された幹部又はその他の授権された者により署名されなければならない。

#### **規則 12 登録出願**

(1) 意匠登録出願は、様式 D1 により行わなければならない。かつ、次の書類を添付するものとする。

(a) 様式 D1 を 2 通。1 通は、書類の証拠として出願人に返却する。

(b) 様式 D2 を 2 通

(c) 様式 D3(自己が意匠の所有者である旨の出願人による宣言を含む)及び代理人が選任されている場合は委任状

(d) 所定の様式による表示

(e) 様式 D6(2 通)による所定の定義陳述書、及び

(f) 様式 D8(2 通)による公表事項。公告の目的での公告表示(2 通)を添付する。

(2) 意匠登録出願書類は、出願人又はその代理人が署名する。

(3) 出願人が法第 1 条(1)(xix)(d)にいうように意匠及び出願権を前権利者から取得した場合は、登録官は、出願人の出願権の譲渡証又はその他の証拠を自己に満足に行くように求めることができる。

(4) (1)及び規則 23 と併せ読んだ上で、出願を所定の方法で行うべき旨の法第 14 条(1)及び第 16 条の要件を考慮して、出願は、次のものを添えることを条件として、登録官から提出日

を付与される。

- (a) 所定の手数料
  - (b) 出願人又はその代理人により署名された様式 D1
  - (c) 様式 D2 を 2 通
  - (d) 定義陳述書を含む様式 D6
  - (e) 表示を 1 部。所定の様式によるか否かを問わない。及び
  - (f) 出願が登録簿の A 部又は F 部の何れに登録されるべきかについての様式 D1 による情報
- (5) 法第 44 条に基づく出願の場合は、様式 D1 に優先権主張の基礎となっている条約国における出願の国名、番号及び日付並びに当該意匠が用いられる物品が記載されていることにより、(4) (d) 及び(e)の規定が遵守されたものとみなす。ただし、出願が行われた日から 14 日以内に定義陳述書を含む様式 D6 及び表示が提出されることを条件とする。
- (6) 出願が登録簿の A 部又は F 部の何れに登録されるべきかについての情報が、出願書類が提出された日から 14 日以内に提供された場合は、(4) (f)の規定が遵守されたものとみなす。

### 規則 13

出願においては、登録簿の A 部又は F 部の何れに登録されるべきか及び当該意匠が登録される類を明示する。同じ意匠を登録簿の A 部及び F 部の双方及び／又は 2 以上の類に登録することを希望するときは、それぞれの場合について別個の出願を行うものとし、各別個の出願は、別個の番号を付され、かつ、別個の出願として扱われる。

### 規則 14

出願においては、意匠を用いる物品を明示し、かつ、登録官が要求する場合は、出願人は、意匠を用いる物品が如何なる目的で使用されるかについても明示しなければならない。

### 規則 15

- (1) 出願においては、様式 D6 に、保護を請求している意匠の特徴を記載する定義陳述書を含める。定義陳述書は、意匠登録により与えられる保護の範囲を判断するために用いる。定義陳述書においては、表示に用いられる参照記号に言及することができる。
- (2) 美的意匠及び機能的意匠であって集積回路の回路配置、マスクワーク又は連続マスクワークでないものの登録出願の場合は、様式 D6 による定義陳述書に、意匠に係る説明陳述書を付することができる。この説明陳述書においては、意匠が用いられる物品の特徴(物品の機能及び／又は構造の方法若しくは原理を含む)に言及することができる。
- (3) 集積回路の回路配置、マスクワーク又は連続マスクワークに係る機能的意匠の登録出願の場合は、様式 D6 による定義陳述書には、(2)にいうような説明陳述書を付さなければならない。この説明陳述書においては、当該集積回路の回路配置、マスクワーク又は連続マスクワークの機能及び作用に言及しなければならない。
- (4) 説明陳述書は、意匠登録により与えられる保護の範囲を判断するのに助けるために用いることができる。

### 規則 16

- (1) 出願は、様式 D8 により公表事項を含むものとし、これには登録官に満足の行くように意



匠の特徴に係る簡潔な陳述を含めるものとするが、定義陳述書の範囲を判断するために使用してはならない。特徴の簡潔な陳述は、説明的な形によるものとし、通常 150 語を超えない 1 段落に限定される。この陳述は、意匠が用いられる物品に言及するものとする。公表事項は、公報において公告される。

(2) (3)に規定する場合を除き、公表事項には、公報における公告に適切な形での単一の意匠の表示を添付する。特徴の簡潔な陳述において言及され、かつ、添付された表示中の参照記号により図示及び識別される特徴は、当該特徴陳述中の関係参照記号により明示することができる。

(3) 集積回路の回路配置、マスクワーク又は連続マスクワークに係る意匠の登録出願の場合は、規則 12 及び規則 18 に基づいて提出した表示が寸法その他の理由で公報における公告のための表示の基礎とするには適切でないときは、公報における公告のための意匠の表示を公表事項に添付する必要がない。

### 規則 17 法第 44 条に基づく出願

(1) 法第 44 条に基づく条約国における出願に基づいて意匠登録出願(以下「条約出願」という)が行われる場合は、条約出願を裏付けるために提出する様式 D1 においては、条約国名、条約国における出願の公式の日付及び当該出願に割り当てられた公式の出願番号を明示する。

(2) 条約出願における出願人は、規則 12(1)に基づいて要求される書類に加え、条約国において行われた出願を登録官に満足に行くように証明する条約国の登録当局による証明書を登録官に提出しなければならない。証明書が共和国の公用語以外の言語によるものである場合は、公用語の 1 への翻訳文を添付しなければならない。かつ、この翻訳文は、登録官に満足に行くように証明されなければならない。

(3) (2)にいう証明書は、当該条約出願から 6 月以内に又は登録官が請求に基づいて認めるこれより長い期間内に提出しなければならない。

(4) 条約出願が条約国において、出願人により行われたものでない場合は、条約出願を行う出願人の権利について登録官に満足に行くような、譲渡証その他の証拠も当該条約出願に含めなければならない。

(5) 意匠の登録出願が行われた後に、出願人が(1)に規定する適切な情報を様式 D1 に記載することにより優先権又は更なる優先権の主張を含めることを希望する場合は、登録出願が行われた日から 2 月以内に、所定の手数料を納付して様式 D4 により請求しなければならない。

(6) 条約出願の裏付として(2)にいう証明書が出願人により提出され、かつ、他の条約出願の裏付として条約国における同じ出願の証明書を同じ出願人が提出することが要求される場合は、登録官は、当該他の条約出願の証明書の代わりとして、先に言及された条約出願の裏付として提出された先に言及された証明書が当該他の条約出願についても認められるべきである旨の様式 D4 による請求を受理するものとする。

### 規則 18 表示

物品に用いられる意匠の登録出願に関連して、同一の 4 表示又は(2 以上の図が使用されている場合)4 組の表示を提出しなければならない。これらは、図面若しくは写真によるもの又は登録官の指示により見本その他の記録によるものであってもよい。

## 規則 19

(1) (5)又は(6)に規定する場合を除き、図面又は写真による意匠の各表示は、A4判の紙面を用いて作成しなければならない。2以上の図を示す場合は、これらは、できる限り1枚の紙面を用いるものとし、かつ、それぞれの図(たとえば正面図、側面図)を紙面に示す。

(2) 図面又は写真を含む紙面の最小限の余白は、規則10(4)に記載したものと同一であるが、ただし、情報の余白の下に出願人の名称、出願番号及び紙面の番号のために図面の要素がまったく示されていないスペースを設け、下右隅の余白に出願人又はその代理人の署名のために図面の要素がまったく示されていないスペースを設けるものとする。

(3) 図面は、満足な複写が可能な、耐久性があり、黒く十分に濃い暗色の、一様な太さの明瞭な線及び運筆により、彩色なしで作成しなければならない。図面に用いるすべての参照記号は、単純かつ明瞭でなければならない。

(4) 語、文字又は数字が意匠の一部でない場合又は規則15にいうような参照記号としての機能がない場合は、これらは、そのようなものであることを否認され又は表示から取り除かれなければならない。

(5) 集積回路の回路配置、マスクワーク又は連続マスクワークに係る意匠の登録出願の場合は、表示は、A4判より大きくてもよいが、集積回路の回路配置、マスクワーク又は連続マスクワークの特徴が肉眼で明瞭に見える寸法でなければならない。

(6) 集積回路の回路配置、マスクワーク又は連続マスクワークに係る意匠の登録出願の場合は、A4判より大きい図面は、A4判の大きさに折らなければならない。

## 規則 20

(1) 図面又は写真による意匠の表示を提出する場合は、出願人又はその代理人が署名するものとする。

(2) 図面又は写真による表示を提出する場合は、登録官の要求があるときは、意匠の見本又は別の形の記録も登録官に提出しなければならない。

## 規則 21

(1) 反復平面模様から成る意匠の各表示においては、模様全体並びに意匠を適切に開示するのに十分な長さ及び幅での反復模様の部分を明示するものとし、かつ、当該表示の大きさは、A5以上でなければならない。

(2) 反復平面模様を2次元の物品に用いる場合は、表示は、見本によることができる。

## 規則 22

(1) 生存する者の名称又は肖像が意匠に用いられる場合は、登録官が要求するときは、当該意匠の登録を取り進める前に、当該人の同意を登録官に提示しなければならない。

(2) 死亡した者の名称又は肖像が意匠に用いられる場合は、登録官が要求するときは、当該意匠の登録を取り進める前に、当該人の法定代理人又は最近親者の同意を登録官に提示しなければならない。

## 規則 23 書類の遅延提出

規則12(1)又は規則17(2)に基づいて出願の際に提出されなかった書類は、出願が行われた日

から 6 月以内に、様式 D5 により提出するものとする。

#### **規則 24 登録官に対する請求及び申請**

別段の規定がない限り、登録官に対する請求又は申請は、様式 D4 の 2 通により行い、当該請求又は申請の根拠となっている法の条若しくは規則又はこれら双方を引用すると共に、求める救済を記載するものとする。同様式の 1 通は、登録官の決定を出願人又はその代理人に通知するために、出願人又はその代理人に返却する。

#### **規則 25 出願の受領に係る手続**

登録官は、意匠登録出願を受領したときは、公式の出願番号及び出願日を記入した様式 D1 の写しを出願人に返却することにより、出願人に対して受領の確認を行う。

#### **規則 26**

(1) 登録官は、意匠登録出願を審査して、提出された書類が判読可能かつ複製可能であり、所定の方式要件を遵守していること及び意匠が分類されていることを確認すると共に、意匠の登録について拒絶理由がないと考えるときは、(2)に従うことを条件として、これを登録する。

(2) 出願人が、規則 32 に基づき出願を完了しなければならない日以前の日意匠の審査を遅らせるべき旨の請求を様式 D4 により行った場合において、(1)に記載する要件が遵守されており、かつ、登録官が意匠の登録について拒絶理由がないと考えるときは、登録官は、登録を遅れて行うとされた日に意匠を登録するものとする。

(3) 出願人が、(2)にいうように意匠登録を遅らせるべき旨の請求を行い、かつ、規則 32 に基づき出願を完了しなければならない日までに出願が登録のために整っていない場合は、出願は、規則 32 に規定される方法で処理するものとする。

#### **規則 27**

登録官が出願を検討した後に拒絶理由を有する場合は、当該拒絶理由の陳述を書面で出願人に送付するものとし、かつ、6 月以内又は請求に基づいて登録官が認めるこれより長い期間内に、出願人が欠陥を更正せず、聴聞を申請せず又は書面による申立を行わない場合は、出願人はその出願を取り下げたものとみなされる。当該聴聞における又は当該書面による申立に関する登録官の決定は、出願人に対して書面で通知される。

#### **規則 28**

登録官の下での聴聞において当事者が登録官の決定に同意しない場合は、当該当事者は、上訴の目的で必要と認めるときは、登録官による当該決定から 1 月以内又は請求に基づき登録官が認めるこれより長い期間内に、登録官の決定の理由及び当該決定に至る際に依拠した事実を書面で示すよう登録官に請求する申請を様式 D17 により行うことができる。

#### **規則 29**

登録官は、規則 28 にいう様式 D17 の受領に伴い、自己の決定の理由に係る陳述を書面で出願人に送付するものとし、かつ、当該陳述書を送付する日は、上訴の目的で登録官の決定の日

とみなされるものとし、また、上訴は、当該決定の日から3月以内又は登録官が示された正当な理由に基づいて認めるこれより長い期間内に提起することができる。

### 規則 30 登録及び登録通知

登録官は、規則 26 に基づく出願の登録に伴い、当該登録を書面により出願人又はその代理人に通知するものとし、当該通知には、様式 D8 の副本を添付する。

### 規則 31 登録の公告

(1) 意匠登録の通知が登録官から出願人に発出されたときは、出願人は、当該登録通知の発出から3月以内又は様式 D4 による請求に基づいて登録官が認めるこれより長い期間内に、様式 D8 に記載される公表事項を公報において公表することにより、当該登録通知を公告しなければならない。

(2) (1)にいうように公告が行われたときは、登録官は、登録証を出願人に発行する。

### 規則 32 未完了

(1) 意匠登録出願が出願人の懈怠の理由により出願日から12月以内又は規則 27 にいう拒絶理由陳述の日から6月以内(若しくは登録官が認めるこれより長い期間内)の何れか遅い方に完了しなかった場合は、登録官は、出願人又はその代理人に対し、書面で、当該未完了について通知する。

(2) 当該通知が送付された日から1月以内に出願が完了しなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなされるが、登録官は、正当な理由が示される場合は、当該出願を完了するための期間を延長することができる。

### 規則 33 出願人又は所有者の死亡

意匠登録出願における出願人又は意匠登録の登録所有者の死亡の場合は、登録官は、様式 D4 による請求に基づき、かつ、出願人又は所有者の死亡及び当該意匠について権利を主張する者の権原について納得したときは、当該死亡した出願人又は所有者の名称に代えて、当該意匠について権利を取得した者の名称、宛先及び説明を登録簿に記入することができる。

### 規則 34 更新

(1) 次の何れかの場合においては、附則 1 の該当項目に記載する更新手数料を当該年の満了前に様式 D10 の 2 通を提出して納付しなければならない。

(a) 廃止法に基づいて登録された意匠の場合であって、廃止法第 14 条に基づいて意匠登録が存続した最初の 5 年間又は 2 番目の 5 年間の末年の満了に際して登録の効力を維持したいとき、又は

(b) 法に基づいて登録された意匠の場合であって、法第 22 条(1)にいう日から 3 年目の満了に際して登録の効力を維持したいとき、又は

(c) 前記何れかの場合であって、意匠登録の存続期間中の何れかの継続年度の満了に際して登録の効力を維持したいとき

(2) 更新手数料は、全部又は一部を前納することができる。

(3) 更新手数料納付期間の延長に係る申請は、様式 D10 により行う。

(4) 登録官は、様式 D10 を受領し、かつ、本条規則の条件が遵守されたときは、更新が実行された旨を登録簿に記入するものとし、また、登録官の公印を押した様式 D10 の写しを出願人に返却することにより、出願人に対して更新が実行されたことの確認を行う。

### 規則 35 回復

(1) 更新手数料の不納により失効した意匠登録の回復を求める法第 23 条に基づく申請は、様式 D18 により行うものとし、かつ、意匠登録が失効した状況及び回復を請求する理由を記載した宣誓供述書を添付しなければならない。

(2) 一応の根拠がある主張がなされたと登録官が判断する場合は、登録官は、当該申請を公報において 1 度公告する。

(3) 何人(以下「異議申立人」という)も、申請の公告の日から 2 月以内はいつでも、規則 36 に定める手続に従って、意匠登録の回復に異議を申し立てることができる。

(4) 異議申立が行われない場合又は聴聞の終了に当たって回復が適切であると登録官が判断する場合は、登録官は、登録が回復されるべき旨の命令を発出し、かつ、法第 23 条(5)が遵守されることを条件として、その旨を登録簿に記入させる。

### 規則 36 異議申立手続

(1) (a) 法に基づいて異議申立が認められる事件における何人か(以下「異議申立人」という)による異議申立は、様式 D11 又はできる限り様式 D11 に従う様式による異議申立の通知により提起し、かつ、異議申立人が依拠する事実に関する宣誓供述書により裏付けるものとする。

(b) 当該通知及びそのすべての付属書類の写しをすべての利害関係人に送達するものとする。

(c) 異議申立人は、当該通知において、手続における通知及びすべての書類の送達を受けることになる送達宛先を規則 6 及び規則 7 に基づいて指定し、かつ、利害関係人に対する通知の送達から 1 月以上を経ている日を記載する。利害関係人は、その日までに、当該異議申立に異論を唱える意図があるか否かを書面で異議申立人及び登録官に通報しなければならないものとする。当該通知においては更に、利害関係人から当該通報を受けない場合は、当該事件は、明記される日(前記 1 月の期間の満了から 10 日以上を経過しているもの)に聴聞を設定する旨を明記しなければならない。

(d) 利害関係人が、通知の中でその目的で言及した日までに、異議申立に異論を唱える意図を異議申立人及び登録官に通報しない場合は、異議申立人は、当該事件が聴聞されるべき日の前日の開廷日の正午までに設定の通知を登録官に行うことにより、事件を聴聞の予定表に設定することができる。

(e) 求められている命令の付与に異論を唱えることを意図する利害関係人(以下「応答人」という)は、

(i) 当該通知にいう期間内に、異議申立に異論を唱えることを意図する旨を書面で異議申立人及び登録官に通報し、

(ii) 通知及びすべての書類の送達を受けることになる送達宛先を規則 6 及び規則 7 に基づいて指定し、

(iii) 異議申立に異論を唱える意図を異議申立人に通報してから 2 月以内に、答弁宣誓供述書及びある場合は裏付書類を提示し、また

(iv) 法律問題のみを提起することを意図する場合は、(iii)にいう期間内に、当該問題を記

載して、その意図を通知する。

(f) 異議申立人は、(e) (iii)にいう答弁宣誓供述書及び書類が自己に送達されてから1月以内に、反対訴答宣誓供述書を提示することができる。登録官は、裁量により、更なる宣誓供述書の提出を認めることができる。

(g) 答弁宣誓供述書又は(e) (iv)に基づく通知が(e) (iii)にいう期間内に提示されない場合は、異議申立人は、当該期間の満了から10開廷日以内に、当該事件の聴聞のための日を設定するよう登録官に申請することができる。

(h) 答弁宣誓供述書が提示される場合は、異議申立人は、自己の反対訴答宣誓供述書の提示から10開廷日以内に当該設定を申請することができ、また、反対訴答宣誓供述書が提示されない場合は、(f)にいう期間の満了から10開廷日以内に当該設定を申請することができる。

(i) (e) (iv)に基づく通知が送付される場合は、異議申立人は、当該通知の送付から10開廷日以内に、聴聞のための日の設定を申請することができる。

(j) 異議申立人が適切な期間内に日を設定するよう登録官に申請しない場合は、応答人は、当該期間が満了次第、そのような申請を行うことができる。登録官が設定した日の書面での設定の通知は、異議申立人又は場合に応じて応答人により他方当事者に対して直ちに行われなければならない。

(k) 登録官は、異議申立について宣誓供述書に基づく適切な決定を下すことができない場合は、当該事件を最高裁判所に付託すること又は公正かつ迅速な決定を確保するために適切とみなす命令を発出することができる。

(1) 通知により提起される削除の申請の場合は、登録官は、宣誓供述書から、中傷的な、嫌がらせの又は関連性がない事項を削除するよう命じることができ、これには、弁護士と依頼人との間の費用を含む費用に関する適切な命令を付する。登録官は、当該削除が命令されなければ申請人がその事件において害されると判断しない限り、当該命令を下してはならない。

(2) (a) 前記にも拘らず、係属中の手続又は係属中の申請(期間延長及び容赦を求める申請を含む)に付随する中間的その他の申請は、必要な場合は宣誓供述書に裏付けられた通知に基づいて行うことができ、かつ、登録官が指定する時期に設定される。

(b) 当該申請の申請人が公式記録から明らかでない特定の事実可依拠することを希望する場合は、聴聞の少なくとも10開廷日前に宣誓供述書を庁に提出しなければならない。申請人が宣誓供述書を提出しなかった場合は、申請人は適正に登録官の下にある事実可依拠することを意図していると推定する。申請人は、当該宣誓供述書の申請人による提出のために認められる期間内はいつでも、他方当事者及び登録官に対し、当該人は適正に登録官の下にある事実可依拠することを意図する旨を書面で通知することができる。

(c) 申請人が宣誓供述書を提出した後、他方当事者は、聴聞の少なくとも7開廷日前に答弁宣誓供述書を提出することができる。申請人が申請を裏付ける宣誓供述書を提出しなかった場合は、他方当事者は、聴聞の少なくとも7開廷日前に、関連性があると考えた事実を記載して、宣誓供述書を提出することができる。

(d) 申請人は、聴聞の少なくとも4開廷日前、答弁宣誓供述書に記載する事実を反対訴答する宣誓供述書を提出することができる。

(e) 前記に従って登録官に提出された宣誓供述書の写しを、手続の他方当事者に対し、指定された送達宛先に送付するものとする。

(f) 設定の通知は、その通知を送付されるべきすべての当事者に、聴聞の少なくとも10開廷

日前に送達されるものとする。

(g) これらの規定が遵守されなかった場合は、当該事項は記録簿から削除され、かつ、適正な費用が登録官により裁定される。

(3) (a) 本条規則に基づく登録官の下での異議申立手続であって登録官の下での聴聞が行われるものにおいては、当該事項の両当事者は、聴聞のために設定された日の2開廷日前までに、登録官に主張の要点を提出するものとする。

(b) 主張の要点は、主張することを意図している主要な論点の簡明かつ簡潔な陳述(詳細は不要)から構成されるものとする。各論点を裏付ける依拠された根拠の一覧も提示しなければならない。

### **規則 37 意匠の出願及び登録に係る権原及び権利**

(1) 譲渡の登録に係る申請は、様式 D7 の 2 通に譲渡の権原の証拠を付して行う。

(2) この申請は、登録を請求する権利を出願人に与える出来事から 6 月以内に行わなければならない。ただし、登録官は、様式 D4 により請求された場合であって附則 1 に定める相応の手数料の納付があったときは、この期限を延長することができる。

### **規則 38**

(1) 意匠の出願又は登録に係る執行令状又は差押命令は、出願人又は場合に応じて登録所有者に送達し、かつ、当該令状又は命令の写しを、送達の証拠と共に、記録簿への記録のために様式 D7 により登録官に提出する。

(2) 差押の記入は、様式 D4 により登録官に対して行われる請求に基づいて、記録簿から抹消することができる。

### **規則 39**

(1) 意匠の出願又は登録に対するライセンスの記録に係る申請は、当該ライセンスの記録の権利を与える出来事から 6 月以内に、様式 D7 により行う。ただし、登録官は、様式 D4 による請求に基づき、かつ、附則 1 に定める相応の手数料の納付があったときは、この期限を延長することができる。

(2) ライセンスの記録は、当該ライセンスが取り消された又はその他の態様により終了したとの証拠を登録官に満足の行くように付して様式 D4 により登録官に対して行われる請求に基づいて、取り消すことができる。

### **規則 40**

(1) 意匠の出願又は登録に係る抵当権設定は、抵当権設定証書を付した様式 D7 による申請に基づいて、記録簿に記録するものとする。

(2) 記録申請は、出願人又は場合に応じて登録所有者及び意匠の出願又は登録に利害を有するとして記録簿に登録されているその他の者にも送達するものとし、かつ、送達の証拠を登録官に満足の行くように提示するものとする。

(3) 抵当権設定の記録は、登録官が要求する抵当権終了の証拠を付した様式 D4 による登録官に対する申請に基づいて、記録簿から抹消することができる。

#### 規則 41 変更, 訂正及び更正並びに補正

- (1) 意匠登録の出願人又は登録所有者であってその宛先又は名称を変更するものは、当該変更の記録を様式 D4 により登録官に申請することができ、登録官は、登録簿をそのように変更するものとする。
- (2) 意匠登録の出願人又は登録所有者であってその送達宛先を変更するものは、規則 5(5)に基づいて様式 D4 により当該変更の記録を登録官に申請しなければならず、登録官は、登録簿をそのように変更するものとする。
- (3) 法第 26 条に基づく誤記若しくは翻訳の誤りの訂正又はその他の補正に係る申請は、様式 D12 により行い、かつ、求める訂正を示す関係書類の写し及び訂正又は補正された形での当該書類の鮮明な写しを添付する。
- (4) 法第 27 条に基づいて意匠出願又は意匠登録を補正する申請は、様式 D12 により行い、かつ、求める補正を示す関係書類の写し及び補正された形での当該書類の鮮明な写しを添付する。
- (5) 様式 D12 による申請の場合に、法第 26 条に基づく訂正又は補正を第 26 条(4)に基づいて公告する必要があるか又は第 27 条に基づく補正が法を遵守していると登録官が判断するときは、登録官は、意匠登録の出願人又は登録所有者に対し、訂正又は場合に依じて補正を公報において 1 度公告するよう指示するものとする。
- (6) 訂正又は補正するべき意匠出願が未だ公衆の閲覧に供されていない場合は、公告されるべき事項は、様式 D12 の第 I 部に記載されているものである。このように公告される訂正又は補正に係る申請は、閲覧に供することができず、かつ、異議を申し立てることができない。
- (7) 訂正又は補正するべき意匠登録が公衆の閲覧に供されている場合は、公告されるべき事項は、様式 D12 の第 I 部及び第 II 部に記載されているものである。このように公告される訂正又は補正に係る申請は、閲覧することができ、かつ、当該公告の日から 2 月以内に規則 36 に従い異議を申し立てることができる。
- (8) (6)にいうような訂正又は補正の場合は、登録官は、訂正又は補正が認められる旨を登録簿に記入させる。
- (9) (7)にいうような訂正又は補正の場合に異議申立が行われないうち又は登録官が聴聞の終了に際して訂正若しくは補正を認めるべきであると判断するときは、登録官は、その旨を登録簿に記入させる。
- (10) 法第 28 条に基づく登録簿の更正の請求は、様式 D4 により行う。

#### 規則 42 自発的権利放棄

- (1) 法第 34 条に基づく意匠の権利放棄に係る意匠登録の登録所有者による通知は、様式 D13 により行う。
- (2) 利害関係人は、意匠の権利放棄の通報を受領した場合は、規則 36 に従って権利放棄に対する異論を申し立てることができる。
- (3) 登録官は、異議申立が行われないうち又は聴聞の終了に際して当該意匠は権利放棄されるべきであると判断する場合は、その旨を登録簿に記入させる。
- (4) 出願人による意匠登録出願の取下請求は、様式 D4 により行う。



#### **規則 43 取消の申請**

(1) 法第 31 条に基づく取消の申請は、様式 D14 又はできる限り様式 D14 に従う様式による取消の通知により行い、取消の基礎となる理由を記載するものとし、かつ、申請人が依拠する事実に関する宣誓供述書を付さなければならない。

(2) 通知及びそのすべての付属書類は、裁判所に適正に提出し、かつ、当該通知及びそのすべての付属書類の写しを登録官に提出すると共に登録所有者及び当該意匠登録に利害を有するとして登録簿に記録されているその他の者に送達する。

#### **規則 44**

規則 36 の規定は、法第 31 条及び規則 43 に基づく取消の申請に準用し、かつ、申請は、規則 36 に規定する手続にできる限り従う方式により取り進めるものとする。

#### **規則 45 強制ライセンスの申請**

法第 21 条に基づく強制ライセンスの申請は、申立の通知により行い、かつ、登録所有者及び当該意匠登録に利害を有するとして登録簿に記録されているその他の者に送達する。

#### **規則 46 裁量権**

(1) 登録官は、法又は本規則により付与されている裁量権を何人かの不利になるように行使する前に、裁量権の行使により影響を受ける者に聴聞を受ける機会を与えるものとする。

(2) 聴聞を求める申請は、登録官が当該人に聴聞の機会を与える日から 1 月以内に行わなければならない。

(3) 登録官は、当該申請を受領したときは、申請人又はその代理人が聴聞を受ける時期を 1 月前に申請人に通知する。

(4) 申請人は、当該通知が通常郵便で送付される日から 14 日以内に、当該事件について聴聞を受ける意図があるか否かを登録官に通知する。

(5) 裁量権行使の際の登録官の決定は、影響を受ける者に書面で通知する。

#### **規則 47 期間延長**

何らかの行為を実行するべき期間が定められている場合は、登録官は、別段の明示の規定がない限り、当該期間の前又は後に、当該期間を延長することができる。

#### **規則 48 証明書**

法又は本規則により登録官が授権されている記入、事項若しくは事柄に関して法第 40 条に基づく何れかの目的で証明書が必要な場合、又は法第 9 条に基づいて写し又は証明書が必要な場合において、登録官は、様式 D15 が提出されたときは、当該証明書又は写しを交付する。

#### **規則 49 閲覧**

登録官は、様式 D16 が提出されたときは、法第 8 条に基づく閲覧を認める。

#### **規則 50 規則の廃止**

次の政府通達を廃止する。

1967年12月29日政府通達 R361

1967年12月29日政府通達 R2120

1995年4月28日政府通達 R587

1996年1月19日政府通達 R53

1997年2月28日政府通達 R312

1997年2月28日政府通達 R313

#### **規則 51 施行**

本規則は、1999年意匠規則と称し、公示の日から施行する。

附則 1 手数料

項目 番号		関係様 式番号	金額 R
1	意匠登録出願一各出願ごと	1	240
2	規則 28 に基づく登録官に決定の理由の説明を求める申請	17	202
3	規則 23 に基づく書類の遅延提出	5	44
4	登録官に対するもの		
	(a) 第 8 条及び第 19 条, 規則 49 に基づく登録簿及び書類の閲覧請求	16	3
	(b) 意匠登録出願後の第 44 条, 規則 17(5) に基づく優先権主張のための申請	4	44
	(c) 第 31 条, 規則 43, 規則 44 に基づく登録意匠の取消を求める申請	14	82
	(d) 第 28 条又は規則 41(10) に基づく登録簿更正を求める申請	4	82
	(e) 第 51 条(2), 規則 41(2) に基づく送達宛先の変更の登録を求める申請	4	17
	(f) 規則 40(3) に基づく抵当権設定の登録抹消のための申請	4	44
	(g) 第 15 条, 規則 9 に基づく分類の請求	9	220
	(h) 法第 23 条(1), 規則 35(1) に基づく回復を求める申請	18	260
	(i) 規定されていないその他の請求	4	60
	(j) 意匠登録証原本の写しを求める申請	4	33
	(k) 規則 17(6) に基づく最初の条約出願に関して提出された証明書の別の条約出願における承認を求める請求	4	44
	(l) 第 9 条及び第 40 条に基づき書類又は登録簿の事項の写しの提供を求める請求, 頁ごと	15	1
5	第 22 条, 規則 34 に基づく更新手数料納付の期間延長を求める申請, 最初の月	10	82
	その後の各月又は月の一部(5 月以下)	10	44
6	第 22 条(1), 規則 34 に基づく更新手数料		
	(i) 第 3 年度満了前	10	120
	(ii) 第 4 年度満了前	10	120
	(iii) 第 5 年度満了前	10	120
	(iv) 第 6 年度満了前	10	77
	(v) 第 7 年度満了前	10	77
	(vi) 第 8 年度満了前	10	90
	(vii) 第 9 年度満了前	10	90
	(viii) 第 10 年度満了前	10	110
	(ix) 第 11 年度満了前	10	110
	(x) 第 12 年度満了前	10	132
	(xi) 第 13 年度満了前	10	132
	(xii) 第 14 年度満了前	10	149
7	第 26 条及び第 27 条, 規則 41 に基づく誤記の訂正及び書類の補正を求める申請	12	82
8	第 29 条及び第 30 条に基づき意匠出願又は登録意匠における権利に影響を及ぼす取引の登録を求める申請		
	(a) 最初の申請	7	75

	(b) その後の申請ごと	7	24
9	第 34 条, 規則 42 に基づく登録意匠の自発的権利放棄に係る申請	13	42
10	第 9 条, 第 40 条及び規則 48 に基づく登録簿又は書類の複写による抄本の証明	15	22

附則 2 様式(省略)

## 附則 3 分類

### 第 1 類 食料品

- 1-01 パン類，ビスケット，練り粉菓子，マカロニ及びその他の穀物製品，チョコレート菓子，氷菓
- 1-02 果物及び野菜
- 1-03 チーズ，バター及びバター代用品，その他の乳製品
- 1-04 食肉，魚
- 1-05 空欄
- 1-06 動物用食品
- 1-99 雑

### 第 2 類 衣料品及び小間物

- 2-01 下着，ランジェリー，コルセット，ブラジャー，寝巻
- 2-02 衣類
- 2-03 帽子類
- 2-04 履物，ソックス及びストッキング
- 2-05 ネクタイ，スカーフ，ネックチーフ及びハンカチーフ
- 2-06 手袋
- 2-07 小間物及び衣類アクセサリ
- 2-99 雑

### 第 3 類 旅行用品，ケース，日傘及び身の回り品で，他で明記されていないもの

- 3-01 トランク，スーツケース，ブリーフケース，ハンドバッグ，キーホルダー，内容物に応じて特にデザインされたケース，札入れ及び類似の物品
- 3-02 空欄
- 3-03 傘，日傘，日除け及び杖
- 3-04 扇
- 3-99 雑

### 第 4 類 ブラシ類

- 4-01 清掃用ブラシ及びほうき
- 4-02 洗面室用ブラシ，衣類ブラシ及び靴ブラシ
- 4-03 機械用ブラシ
- 4-04 塗装用刷毛，調理用ブラシ
- 4-99 雑

### 第 5 類 長尺繊維品，人造及び天然のシート状材

- 5-01 紡績品
- 5-02 レース
- 5-03 刺繍
- 5-04 リボン，組紐及びその他の飾り仕上げ
- 5-05 布地
- 5-06 人造又は天然のシート状材
- 5-99 雑

## 第6類 家具

- 6-01 ベッド及び椅子
- 6-02 空欄
- 6-03 テーブル及び類似の家具
- 6-04 収納家具
- 6-05 複合家具
- 6-06 その他の家具及び家具部品
- 6-07 鏡及びフレーム
- 6-08 衣類ハンガー
- 6-09 マットレス及びクッション
- 6-10 カーテン及び室内ブラインド
- 6-11 カーペット, マット及び床敷き
- 6-12 タペストリー
- 6-13 毛布及びその他のカバー類, 家庭用リネン
- 6-99 雑

## 第7類 他で明記されていない家庭用品

- 7-01 陶磁器, ガラス製品, 皿及びその他同類の物品
- 7-02 調理器具, 用具及び容器
- 7-03 食卓用ナイフ, フォーク及びスプーン
- 7-04 食物及び飲物を用意又は供するための手で操作する用具, 道具及び器具
- 7-05 アイロン並びに洗濯用, 清掃用及び乾燥用用具
- 7-06 その他の食卓用具
- 7-07 その他の家庭用容器
- 7-08 暖炉用品
- 7-99 雑

## 第8類 工具及び金物類

- 8-01 穴をあけ, 砕き又は掘るための工具及び用具
- 8-02 ハンマー及びその他の類似工具及び用具
- 8-03 切断用の工具及び用具
- 8-04 ねじ回し及びその他の類似工具及び用具
- 8-05 その他の工具及び用具
- 8-06 ハンドル, 取っ手及び蝶番
- 8-07 施錠又は留金装置
- 8-08 他の類に含まれない固定具, 支持具又は取付け具
- 8-09 ドア用, 窓用及び家具用の固定金具及び取付け金具並びに類似の物品
- 8-10 自転車用架台
- 8-99 雑

## 第9類 品物の運搬用又は取扱用の包装及び容器

- 9-01 瓶, フラスコ, 鉢, 箱入り大型ガラス瓶, 籠入り細口大型瓶及び自動分配装置付き容器
- 9-02 貯蔵缶, ドラム缶及び樽

- 9-03 箱，ケース，容器及び(保存用)ブリキ缶
- 9-04 大型バスケット，木枠及びバスケット
- 9-05 袋，小袋，チューブ及びカプセル
- 9-06 ロープ及び巻き付け材
- 9-07 閉め具及び付属品
- 9-08 フォークリフト用パレット及びプラットホーム
- 9-09 廃棄物用コンテナ及びそのための台
- 9-99 雑

#### **第10類 固定式時計及び携帯時計並びにその他の計測器，検査及び信号機器**

- 10-01 固定式時計及び目覚まし時計
- 10-02 懐中時計及び腕時計
- 10-03 その他の計時器
- 10-04 その他の計測用の器械，機器及び装置
- 10-05 検査用，保安用又は試験用の器械，機器及び装置
- 10-06 信号機器及び装置
- 10-07 計測用，検査用及び信号用器械のケーシング，文字盤，針及びその他のすべての部品及び付属品
- 10-99 雑

#### **第11類 装飾品**

- 11-01 宝飾品
- 11-02 小装身具類，食卓用，暖炉棚用及び壁用の飾り，花瓶並びに植木鉢
- 11-03 メダル及びバッジ
- 11-04 造花，人造の果物及び植物
- 11-05 旗及び祭りの飾り物
- 11-99 雑

#### **第12類 輸送又は昇降の手段**

- 12-01 動物が牽引する輸送手段
- 12-02 手押しカート，手押し一輪車
- 12-03 機関車及び鉄道車両並びにその他のすべての軌条輸送手段
- 12-04 懸吊運搬設備，座席リフト及びスキーリフト
- 12-05 荷積み又は搬送のためのエレベーター及びホイスト
- 12-06 船舶及びボート
- 12-07 航空機及び宇宙船
- 12-08 自動車，バス及びトラック
- 12-09 トラクター
- 12-10 トレーラー
- 12-11 自転車及びオートバイ
- 12-12 乳母車，病人用車椅子及び担架
- 12-13 特殊目的の輸送手段
- 12-14 その他の輸送手段
- 12-15 乗物用のタイヤ及び滑り止めチェーン



12-16 他の類又は副類に含まれない輸送手段用の部品，装置及び付属品

12-99 雑

### 第13類 発電設備，配電又は変圧器

13-01 発電機及びモーター

13-02 変圧器，整流器，電池及び蓄電池

13-03 電力の配電又は制御用の機器

13-04 集積回路，マスクワーク及び連続マスクワーク

13-99 雑

### 第14類 記録，通信又は情報検索用機器

14-01 音声又は映像の記録用又は再生用機器

14-02 データ処理機器

14-03 通信機器，無線遠隔制御装置及びラジオ増幅装置

14-99 雑

### 第15類 他で明記されていない機械

15-01 エンジン

15-02 ポンプ及びコンプレッサー

15-03 農業機械

15-04 建設機械

15-05 洗濯，清掃及び乾燥用機械

15-06 織物用，縫製用，編物用及び刺繍用機械

15-07 冷凍機械及び機器

15-08 空欄

15-09 工作機械，研磨及び鋳造機械

15-99 雑

### 第16類 写真用，映画用及び光学用機器

16-01 写真用カメラ及び映画用カメラ

16-02 映写機及びビューアー

16-03 写真複写機器及び引伸ばし機

16-04 現像機器及び装置

16-05 付属品

16-06 光学物品

16-99 雑

### 第17類 楽器

17-01 鍵盤楽器

17-02 吹奏楽器

17-03 弦楽器

17-04 打楽器

17-05 自動演奏楽器

17-99 雑

### 第18類 印刷機及び事務用機械

18-01 他で明記されていないタイプライター及び計算機

- 18-02 印刷機
- 18-03 活字及び活字面
- 18-04 製本機械，印刷業用けとばし，断裁機及び調整仕上げ機(製本用)
- 18-99 雑

**第19類 文房具及び事務用機器，美術用具及び教材**

- 19-01 筆記用紙，通信用及び通知用のカード
- 19-02 事務用機器
- 19-03 カレンダー
- 19-04 書籍及び類似の外観を有するその他の物
- 19-05 空欄
- 19-06 手書き，素描，絵画，彫刻，彫版及びその他の芸術技法のための用具及び器具
- 19-07 教材
- 19-08 その他の印刷物
- 19-99 雑

**第20類 販売及び広告装置，標識**

- 20-01 自動販売機
- 20-02 展示及び販売装置
- 20-03 標識，看板及び広告装置
- 20-99 雑

**第21類 ゲーム，玩具，テント及びスポーツ用品**

- 21-01 ゲーム及び玩具
- 21-02 体操及びスポーツ用器具及び用具
- 21-03 その他の娯楽及び遊戯用品
- 21-04 テント及びその付属品
- 21-99 雑

**第22類 武器，花火用品，狩猟，漁業及び害虫駆除用品**

- 22-01 火器
- 22-02 その他の武器
- 22-03 弾薬，ロケット及び花火用品
- 22-04 標的及び付属品
- 22-05 狩猟及び漁業用具
- 22-06 わな及び害虫駆除用品
- 22-99 雑

**第23類 液体供給装置，衛生用，暖房用，換気用及び空調用装置，固形燃料**

- 23-01 液体供給装置
- 23-02 衛生器具
- 23-03 暖房装置
- 23-04 換気及び空調装置
- 23-05 固形燃料
- 23-99 雑

**第24類 医療及び実験室用機器**

24-01 医師，病院及び実験室用の固定の機器及び装置

24-02 医療器械，実験室用器械及び用具

24-03 補綴品

24-04 手当用，看護用及び医療用具

24-99 雑

### **第 25 類 建築ユニット及び建設要素**

25-01 建築資材

25-02 プレハブ又は組立建築用部品

25-03 家屋，ガレージ及びその他の建物

25-04 階段，はしご及び足場

25-99 雑

### **第 26 類 照明器具**

26-01 燭台及び枝付き燭台

26-02 トーチ及び手提げランプ及びカンテラ

26-03 公共照明設備

26-04 電気的か否かを問わず光源

26-05 電球，フロアスタンド，シャンデリア，壁灯及び天井灯，ランプシェード，反射鏡，写真及び映画のプロジェクター用ランプ

26-06 輸送手段用発光装置

26-99 雑

### **第 27 類 たばこ及び喫煙具**

27-01 刻みたばこ，葉巻及び紙巻きたばこ

27-02 パイプ並びに葉巻及び紙巻きたばこ用のホルダー

27-03 灰皿

27-04 マッチ

27-05 ライター

27-06 葉巻ケース，紙巻きたばこケース，刻みたばこ用壺及び袋

27-99 雑

### **第 28 類 医薬品及び化粧品，洗面室用品及び設備**

28-01 医薬品

28-02 化粧品

28-03 洗面室用品及び美容院設備

28-04 かつら及びつけ毛

28-99 雑

### **第 29 類 防火用，事故防止用及び救難用機器及び設備**

29-01 防火用機器及び設備

29-02 他で明記されていない事故防止用及び救難用機器及び設備

29-99 雑

### **第 30 類 動物の世話及び扱いのための物品**

30-01 動物用衣類

30-02 檻，鳥かご，犬小屋及び類似の収容小屋

30-03 給餌器及び給水器

30-04 馬具

30-05 鞭及び突き棒

30-06 寝床及び巢

30-07 止まり木及びその他鳥かご付属品

30-08 しるし付け具, しるし及び枷

30-09 馬つなぎ杭

30-99 雑

**第 31 類** 他で明記されない, 食物又は飲物を用意するための機械及び器具

**第 99 類** 雑